

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(赤磐市指定 第 3372200992 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上にご注意いただきたいことを次の通り説明します。

『居宅介護支援』とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等と指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 苦情の受付について
8. 事故発生時の対応

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 旭水会
- (2) 法人所在地 岡山県赤磐市熊崎 276-1
- (3) 電話番号 086-955-9775
- (4) 代表者氏名 理事長 小倉 弘行
- (5) 設立年月 昭和 54 年 8 月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類
指定居宅介護支援事業所 平成 30 年 4 月 1 日指定 赤磐市第 3372200992 号
- (2) 事業所の目的
利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して生活介護支援を行うものとする。
- (3) 事業所の名称 桃香の里 指定居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 岡山県赤磐市熊崎 276-1
- (5) 電話番号 086-956-6161
- (6) 事業所長（管理者）氏名 小池 麻矢
- (7) 当事業所の運営方針
 - ① 事業所は、介護保険法の理念に基づき利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとします。
 - ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
- (8) 開設年月 平成 17 年 7 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 赤磐市、岡山市の全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日
受付時間	8 : 30 ～ 17 : 30
サービス提供時間帯	8 : 30 ～ 17 : 30

但し、年末年始の 12 月 31 日から 1 月 3 日までと 1 年間に 2 日以内、職員が職員研修に参加する日を除きます。

併設施設との連携により 24 時間常時連絡が可能な体制にしています。

上記営業日・営業時間以外でも必要に応じて対応します。

ご本人・ご家族の都合により土曜日及び日曜日に出勤することがあります。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者等に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1 名 (常勤兼務)			1 名	事業所の管理
2. 介護支援専門員	1 名 (常勤兼務)			1 名	指定居宅介護支援の提供

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金（契約書第3条～第6条参照）

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3条～第6条、第7条参照）

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞（別紙1のとおり）

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ご契約者及びその家族等（以下「ご契約者等」という）、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ご契約者等の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者等が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者等双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者等が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金（1月につき）>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

サービス利用料金（介護保険から全額給付）	要介護 1、2		10,860円
	要介護 3、4、5		14,110円
	初回加算	新規又は2月以上期間が開いてケアプランを作成した場合	3,000円
	入院時情報 連携加算（Ⅰ）	入院日の内にご利用者の必要な情報を病院等へ提供した場合 ※入院日以前の情報提供を含む。営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む	2,500円
	入院時情報 連携加算（Ⅱ）	入院日の翌日又は翌々日にご利用者の必要な情報を病院等へ提供した場合 ※営業終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	2,000円
	退院・退所加算 Ⅰ（イ）	病院・施設等からの退院・退所に当たり、病院・施設の職員と面談し必要な情報提供を受け、ケアプランを作成した場合	カンファレンス以外の方法で情報提供を1回受けた場合 4,500円
	退院・退所加算 Ⅰ（ロ）		カンファレンスにより情報提供を1回受けた場合。 6,000円
	退院・退所加算 Ⅱ（イ）		カンファレンス以外の方法で情報提供を2回受けた場合 6,000円
	退院・退所加算 Ⅱ（ロ）		2回情報提供を受け、うち1回以上がカンファレンスの場合。 7,500円
	退院・退所加算 Ⅲ		3回以上情報提供を受け、うち1回以上がカンファレンスの場合 9,000円
	通院時情報 連携加算	医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等から必要な情報を受けた上で、ケアプランに記録した場合。	500円 ※月に1回を限度
	緊急時等居宅 カンファレンス 加算	病院等の求めにより、医師又は看護師と共にご利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、サービスの利用に関する調整を行った場合。	2,000円 （1回） ※月に2回を限度
	ターミナルケア マネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、家族の同意を得て、自宅を訪問し、心身の状況を主治医及びケアプランに位置付けた事業者に提供した場合。	4,000円

(2) 交通費（契約書第 7 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、通常の実施地域を出た地点から 1 キロメートル当たり 100 円をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 10 日までに下記の方法でお支払い下さい。

下記指定口座への振込み

中国銀行山陽支店 口座番号：(普) 1409768

口座名義：桃香の里指定居宅介護支援事業所 管理者 櫛下 直子

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当介護支援専門員を決定します。

(2) 守秘義務（契約書第 10 条参照）

事業者及び従業員はご契約者等に関する個人情報をご正当な理由なく第三者に漏洩しません。契約終了後においても継続します。

サービス担当者会議での利用など、正当な理由がある場合には、事前に文書による同意を得た上で、ご契約者等の個人情報を用いることがあります。

(3) 事業所からの申し出により契約を解除させていただく場合（契約書第 16 条参照）

- ① 契約締結時及び利用時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等に対し、生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 故意に法令違反その他常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込がなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となった場合
- ④ 契約者が介護保険施設等に入所した場合
- ⑤ 契約事項・重要事項に、同意ができない、又は従えない場合
- ⑥ 事業者又はサービス従事者に、サービスの提供内容に対し、不当な要求をする場合、若しくは、不当なクレームがなされる場合
- ⑦ 事業者又はサービス従事者にサービスの提供に対して、自己の利益を図るために脅迫行為、又は不当に金品を要求し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行う場合
- ⑧ 事業者又はサービス従業者の名誉や信用を損なう行為を行う場合
- ⑨ 事業者又はサービス従業者等に対し、性的言動により、不利益や不快感を与え、サービスの提供に害するような場合
- ⑩ サービス従業者等に対し生命、身体に重大な影響がある感染症・伝染病他に罹っている場合
- ⑫ 事業者又はサービス従事者に対して暴言・暴力的な行為を行う場合
- ⑬ 反社会的勢力関係者又はそれに類する場合

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 電話番号 (086) 956-6161
- (担当者) [職名] 桃香の里指定居宅介護支援事業所 管理者 小池 麻矢
- (責任者) [職名] 特別養護老人ホーム桃香の里 施設長 櫛下 直子
- 受付時間 毎週月曜日 ～ 土曜日
 8 : 30 ～ 17 : 30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

市町村役場 介護保険担当課	赤磐市介護保険課介護保険係 086-955-1116 岡山市役所保健福祉局介護保険課管理係 086-803-1240 その他、各市町村にお問い合わせ下さい。
岡山県国民健康保険団体連合会	所 在 地 岡山市北区桑田町 17-5 電話番号 (086) 223-8811 FAX 番号 (086) 223-9109 受付時間 8 : 30 ～ 17 : 00 (但し土・日曜日、祝祭日は除く)
岡山県社会福祉協議会 (岡山県運営適正化委員会)	所 在 地 岡山市北区南方 2-13-1 「きらめきプラザ」内 電話番号 (086) 226-9400 (FAX 兼用) 受付時間 8 : 30 ～ 17 : 00 (但し土・日曜日、祝祭日は除く)

8. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、ご契約者に対する指定居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、県民局、ご契約者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、ご契約者に対する指定居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講ずるものとします。
- (3) 事業所は、事故の再発防止対策を講ずるものとします。
- (4) 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご契約者等の秘密を漏らしてはならず、事業所は秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずるものとします。

別紙 1

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

